

東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第83号

東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例

東日本大震災復興交付金基金条例（平成24年岩手県条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1 [略] 2 この条例は、 <u>平成28年9月30日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 [略] 2 この条例は、 <u>平成33年9月30日</u> 限り、その効力を失う。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。